

# 料金その他の供給条件の内容

## 第2 深夜電力

### 本 則

#### 1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

#### 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

#### 3 適 用 範 囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの選択約款の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

#### 4 契 約 電 力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款19（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

## 5 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 当社は、供給設備の状況により、3(適用範囲)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間(以下「契約使用時間」といいます。)の延長または短縮は行ないません。
- (4) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則として断いたします。

## 6 料金

料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表(燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が26,100円を下回る場合は、別表(燃料費調整)1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表(燃料費調整)1(1)によって算定された平均燃料価格が28,700円を上回る場合は、別表(燃料費調整)1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	210円00銭
---------------	---------

### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	6円40銭
------------	-------

## 7 その他

- (1) お客さまが希望される場合は、1需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この選択約款による電気の供給とをあわせて受けることができます。

- (2) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。
- イ 供給約款36（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合、供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。
- ハ 供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、（実施細目）によるものといたします。

# 実 施 細 目

## 1 適 用 範 囲

この選択約款から選択約款の深夜電力に需給契約を変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をとみなわない限り、第 2 深夜電力を適用いたしません。

## 2 供 給 条 件

- (1) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (2) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は、平成19年4月1日から実施いたします。

## 別 表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、通関統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各四半期における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各四半期における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1837$$

$$= 0.4461$$

$$= 0.2582$$

なお、各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値（以下「本体単価」といいます。）に消費税等相当額を加えたものといたします。この場合、消費税等相当額の単位は、1 銭とし、その端数は、イにより本体単価を算定する場合は、切り上げ、ロまたはハにより本体単価を算定する場合は、切り捨てます。

なお、本体単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,100円を下回る場合

$$\text{本体単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が28,700円を上回り，かつ，41,100円以下の場合

$$\text{本体単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ハ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は，41,100円といたします。

$$\text{本体単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

### (3) 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その四半期に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

四 半 期	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

### (4) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、基準単価には消費税等相当額を含まないものといたします。

1キロワット時につき	14銭0厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各四半期における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。